

若者世帯住宅取得助成金事業 その2

対象住宅

● 新築の戸建て住宅または建売住宅

- ① 令和2年4月1日以後に建築工事請負契約または売買契約を締結していること
- ② 建築工事費用が500万円以上であること（対象住宅の所有者が複数あるときは、当該複数の所有者の持ち分に係る部分の費用を含む）
- ③ 対象住宅の登記を行い、居住すること

● 中古住宅（空き家含む）

- ① 令和2年4月1日以後に売買契約を締結していること
- ② 購入費用が100万円以上（土地の購入費用含む）であること（対象住宅の所有者が複数あるときは、当該複数の所有者の持ち分に係る費用）
- ③ 対象住宅の登記を行い、居住すること

※ 対象外となる住宅の例は以下のとおりです。

- ① 令和2年3月31日以前に建築工事請負契約または売買契約を締結したもの
- ② 相続、贈与等により対価を伴わず取得したもの
- ③ 2親等以内の家族から購入したもの
- ④ 公共工事等に伴う移転補償により取得したもの
- ⑤ 賃貸物件

手続き

1. 建築請負契約または売買契約の締結

令和2年4月1日以後に、新築住宅の建築請負契約等や、中古住宅の売買契約を締結します。

2. 新築住宅の工事完了または中古住宅の購入、引き渡し

3. 住宅の登記、住民票の異動

4. 交付申請兼実績報告

【提出書類】以下の書類を、住宅に居住を開始した日から60日以内に、総合政策課企画政策室までご提出ご提出ください。

提出が遅れますと、助成金を支給できませんのでご注意ください。

● 共通

- ① 新庄市若者世帯住宅取得助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
 - ② 助成対象住宅の建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
 - ③ 助成対象住宅取得費用に係る領収書の写し又は工事代金受領証明書（様式第1号の2）
 - ④ 助成対象住宅の登記事項証明書（全部事項証明書（建物、土地））※法務局で取得可能
- ※ 本助成金の審査に必要な範囲で戸籍簿、住民基本台帳の記録、市税等の納付状況を関係機関に照会することに同意いただきます。

● 個別

- ① 出生前の子に係る母子健康手帳の交付を受けている場合
母子健康手帳（交付年月日及び保護者氏名が確認できる部分）の写し
- ② 移住世帯で本籍地が新庄市外の場合
戸籍の附票の写し

5. 交付の決定、交付金額の確定

市から申請者に対し、助成が決定した旨の通知（交付決定通知書兼確定通知書）があります。

6. 助成金の請求

総合政策課企画政策室まで、助成金交付請求書（様式第3号）をご提出ください。

7. 助成金の支給

市から申請者の口座に、助成金が振り込まれます。